

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

がんは、昭和56年(1981年)以降、我が国の死因の第1位となっており、令和5年(2023年)には38万2,504人と、男性は4人に1人、女性は6人に1人ががんで亡くなっています。また、生涯のうちに約2人に1人ががんになり患すると推計されています。

市においては、昭和52年(1977年)に、それまで死因の第1位であった脳血管疾患※1から、がんが第1位となって現在に至ります。令和4年(2022年)の統計でも、がんによる死亡者が1,326人と死因全体の24.6%を占め、第2位の心疾患の15.1%を大きく上回っており、がんは依然として市民の生命と健康にとって重要な問題となっています。

このような現状を踏まえ、国は平成19年(2007年)4月に「がん対策基本法」を施行し、さらに同年6月には、がん対策の計画的な推進を図るため「がん対策推進基本計画」を策定しました。この計画は第1期から改定を重ね、令和5年(2023年)3月には「第4期がん対策推進基本計画」が策定されました。この計画において、国は全体目標を「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」とし、その下に「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」という3本の柱を掲げ、総合的ながん対策を進めています。

県では、国の基本計画の内容等を踏まえ、令和6年(2024年)3月に「神奈川県がん対策推進計画」を改訂しました。令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)の6年間に取り組む3つの柱を「がんの未病改善」「患者目線に立ったがん医療の提供」「それぞれの立場で進めるがんとの共生」とし、さらなるがん対策を推進しています。

市では、平成30年(2018年)に議員立法により「横須賀市がん克服条例」が制定され、その目的達成のため、令和2年(2020年)3月に「横須賀市がん対策推進計画」を策定しました。この計画期間が令和6年度に終了することに伴い、国の基本計画や県の推進計画を踏まえつつ、がん予防、がんの早期発見、がん患者の支援など具体的な施策をさらに推進するため「第2期横須賀市がん対策推進計画」を策定します。

なお、本計画に掲載されている情報は令和6年度現在のものであり、記載内容、連絡先等が変更になる場合があります。

※1 昭和47年(1972年)は、がんが死因の第1位です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「横須賀市がん克服条例」(平成31年4月施行)第6条により条例の目的を達成するために、取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたものです。

令和2年(2020年)3月に策定した「横須賀市がん対策推進計画(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度))」の期間満了に伴い、内容を見直し、新たに第2期計画を策定します。

横須賀市がん克服条例抜粋

(がん対策推進計画の策定)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、具体的な、がん予防、早期発見、がん医療の強化及び研究、情報収集、緩和ケア及び在宅医療の充実並びに全般的ながん患者等の支援等の施策として、横須賀市がん対策推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、前項の計画に関し、6年ごとに区分した期間における各期間の末日の属する年度において、この計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 計画期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間を計画期間とします。令和12年度(2030年度)に本計画の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を検討することとします。

計画期間

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
がん対策推進 基本計画	令和5年度(2023年度)～					次期計画			
神奈川県 がん対策推進計画	令和6年度(2024年度)～					次期計画			
横須賀市 がん対策推進計画	策定						次期計画		
							評価		

4 各計画との関係

本計画は、国の「第4期がん対策推進基本計画」と県の「神奈川県がん対策推進計画」の方向性を踏まえながら、本市の「YOKOSUKAビジョン2030」を上位計画とし、関連計画である「健康推進プランよこすか」「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」「第2次横須賀市自殺対策計画」等と整合を図って策定しています。

